



石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

別表第三（第二十二条関係）							改正案
区分	第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	
区域	（略）	区域令別表第四号の三 十号までに掲げる地区の区域 及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	（略）	（略）	（略）	（略）	
別表第三（第二十二条関係）							現行
区分	第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	
区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三、第六号及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	

第七地区	(略)	第八地区	(略)	第九地区	区域令別表 第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十 一号から第六十三号までに掲げる地区の区域	第十地区	(略)	第十一地区	(略)	第十二地区	(略)
------	-----	------	-----	------	---	------	-----	-------	-----	-------	-----

第七地区	区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる地区の区域	第八地区	区域令別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二までに掲げる地区の区域	第九地区	区域令別表第四十三号から第四十四号の二まで、 第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十 一号から第六十三号までに掲げる地区の区域	第十地区	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十八号及び第七十一号に掲げる地区の区域	第十一地区	区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域	第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域
------	-------------------------------------	------	---	------	--	------	--	-------	--------------------------------------	-------	----------------------------